

「ラベンダー 富良野」

TAINS だより夏号をお届けします。

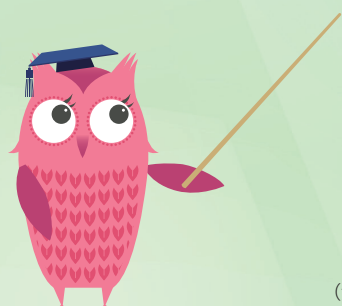
新型コロナウイルス感染症の分類も変更され、経済活動も正常化の方向に進んでおり、積極的な交流が可能となってまいりました。

今後は全国各地でPRを兼ねた研修会を実施していく予定であります。システムもどんどんバージョンアップし使いやすくなっておりますので、ユーザーの皆様方の声をお届けいただければと思います。一人でも多くの方に、ご利用していただければ幸いです。

一般社団法人 日税連税法データベース
上田 健一

Contents / 目次 2023夏号 VOL29 No.235

- 特別寄稿
一時所得として得た債務免除益から控除できる
「その収入を得るために支出した金額」
:東京地判令和5年3月14日の検討
神奈川大学法学部准教授 藤間 大順 — 2
- メールニュース (2023年4月~2023年6月収録) — 13
- 判例を読み解くTAINS講座 — 19
- DB収録情報、会員数 — 20



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

一時所得として得た債務免除益から控除できる 「その収入を得るために支出した金額」 ：東京地判令和5年3月14日の検討

神奈川大学法学部准教授 藤間 大順

はじめに

所得税法(昭和40年法律第33号,以下「法」という)における債務免除益の取扱いについて,今年3月に,これまであまり争われてこなかった債務免除益と経費控除という論点に関して,納税者が一部勝訴する注目すべき判決が東京地裁から出た。本稿では,当該判決について,一時所得の計算上控除できる経費の観点から論じる。なお,本稿の情報は,インターネット上のものをふくめ,2023年6月末時点のものである。

I 事案の概要と争点¹

X1はX2の母であり,AはX1の夫かつX2の父,BはAの父かつX1の養親である(以下,X1およびX2を「Xら」という)。平成14年2月15日,銀行であるCは,Bが借主,Aが保証人であるという平成5年9月6日付けの契約証書がある金銭消費貸借契約に関して,元本16億円の返済ならびに利息および遅延損害金の支払いを求めてAおよびBを被告として別訴を提起した(以下「前訴」という)。前訴は,Bによる反訴やBの死亡によるAら相続人の訴訟承継などを経て,平成16年4月15日に訴訟上の和解が成立した。当該和解では,Aが全ての債務を引き受けるとともに,残債務の一部である6億2,630万円を返済した場合には,CはAに対しそ

の余の9億7,370万円の支払義務を免除するものとされていた(以下,この免除を「本件債務免除」という)。この間,Aは,別訴に関して計201万300円の訴訟費用等および計8,525万円の弁護士費用等をD弁護士に対して支出している。

その後,Aは上記の条項どおりに債務を返済していたが,平成26年10月,6億2,530万円を返済した時点で死亡した。そのため,平成27年6月24日,残債務9億7,470万円をXらが引き受けるとの債務引受契約がX1,X2らAの相続人とCの間で結ばれた。また,Aの死亡に伴う遺産分割協議においては,Xらが1/2の4億8,735万円ずつ当該債務を承継することとされ,相続税の申告書にも当該債務をXらが引き受けた旨の記載があった。その後,Xらは,平成28年6月30日までに,100万円をCに対して返済した。

平成29年5月12日,Aの相続人らは,Aを被相続人とする相続税について,当初申告していた残債務9億7,470万円が0であるとして修正申告を行った²。その後,平成30年4月25日,所轄税務署長は,Xらが本件債務免除により合計9億7,370万円の利益(以下「本件債務免除益」という)を平成28年に得たものとして,X1の平成28年分の総所得金額を3億2,100万円余,納付すべき税額を1億1,400

¹ 本件に関する報道として,田中恭太「家族が残した借金16億円,銀行との約束守ったら申告漏れ? 訴訟に」(2023年4月3日付朝日新聞デジタル,<https://www.asahi.com/articles/ASR3Z5JTPR3QUTIL01V.html>),「被相続人の免除予定の債務,相続後に実現し所得税課税」T&A master972号(2023年)40頁参照。

² なお,本件の所得税の更正処分がされた後,Xらは相続税の債務控除について債務があったものとして更正の請求をしたものの更正すべき理由がない旨の通知処分がされ,不服申立ても認められなかったようである。山田庸一「相続債務について相続税法14条1項の『確実と認められるもの』に当たらないと判断した事例」週刊税務通信3753号(2023年)13頁参照。

³ 国税不服審判所裁決令和元年6月3日(未公表)。こちらの裁決文については,@taklawya (<https://twitter.com/taklawya>)から提供していただいた。提供に感謝申し上げます。

万円余、X2の同年分の総所得金額を2億6,900万円余、納付すべき税額を1億1,700万円余とする所得税の更正処分などを行った。これに対して、Xらは、これらの処分の取消しを求め、不服申立て3を経てY(国)を被告として出訴した。

本件の争点は、(1)本件債務免除益の存否、(2)資力喪失(法44条の2)の有無、(3)二重課税の排除(法9条1項16号(現17号))の適用の有無、(4)理由附記の不備の有無、(5)前訴の弁護士費用等を「その収入を得るために支出した金額」(法34条2項)として控除することの可否の5点であるが、本稿では主に(5)に争点を絞って議論する⁴。

II 裁判所の判断(以下「本判決」という)

請求一部認容、一部棄却。争点(5)に関して、下記のとおりXらの主張を認め⁵、X1の平成28年分の総所得金額を2億9,900万円余、納付すべき税額を1億400万円余、X2の同年分の総所得金額を2億4,700万円余、納付すべき税額を1億700万円余として処分の一部を取り消している。

「法34条2項……に照らすと、前訴に要した弁護士費用等が『収入を得るために支出した金額』(以下単に『支出』ということがある。)に該当するか、特に『直接要した金額』といえるかが問題となる。

……本件債務免除は、本件和解の条項に従ってA及びXらが分割金を支払ったために生じたものであるところ、弁護士費用等は、回顧的にみれば本件和解の成立に向けられた訴訟活動のためのものであったといえることからすれば、本件債務免除を受ける前提となる本件和解のために必要であった支出ということができ、少なくとも『収入を得るために支出した金額』には該当するものといえるべきである……

……そこで、これが本件債務免除に『直接要した金額』といえるかについて検討する。Yは、本件債務免除は、A及びXらが、本件和解に基づき分割金を支払ったことから生じたものであり、本件和解の成立に要した弁護士費用等は、本件債務免除との

関係では直接性を欠く旨主張する。しかしながら、Cが本件債務免除をすることとなったのは、本件和解において、Aが総額6億2,630万円の分割金を支払うことを条件として、本件貸付に係る残債務9億7,370万円が免除されることが定められていたためであり、分割金の支払は本件債務免除の停止条件であったといえる。そして、そのような停止条件付債務免除である本件債務免除は本件和解の時点で潜在的には行われていたものと同視することができ、A及びXらが分割金の支払を行ったことは、その停止条件成就に向けた事後的な行為にすぎなかったものともいえる。加えて、本件和解に従い、分割金の大半は……本件和解の成立日から3年以内に支払済みとなっており、残余は500万円(毎年50万円ずつ10年間の分割払)にすぎず、この額は……Aの純資産額6と比較すれば些細な額であったといえるのであって、分割金の完済によって免除されるべき残債務の額が9億円を超えることに鑑みれば、A又はその相続人がその支払をしないことは経済合理性の上でもおよそ考え難い。そもそも、本件和解の席上で債務の一部の支払がされ、その余の債務の免除がその場で確認された場合であれば、弁護士費用等は上記債務免除益に係る支出として容易に認められるものと考えられるところ、上記の支払が分割払となったからといって当然にその支出性の取扱いを異にするのは、いささか均衡を欠くものといわざるを得ない。

したがって、本件和解の成立に向けられた訴訟活動は、本件和解ひいては本件債務免除との関係で直接性がある行為と評価し得るので、前訴のための弁護士費用等は本件債務免除益を得るために『直接要した金額』に該当するというべきである。

……次に、Aが支払った弁護士費用等をXらについてその『支出した金額』として本件債務免除益から控除することができるのかが問題となる。この点、Yは、これらの経費については、Aの支払が終わっている以上、D弁護士との関係での債権債務関係は既に消滅しており、Xらの相続の対象となるべき法律関係が存在しないのであるから、Xらについては控除することはできないと主張する。しかしながら、相続によって、相続人は、相

4 (1)について主に検討する本判決の評釈として、品川芳宣「判批」T&Amaster982号(2023年)23頁参照。

5 なお、弁護士費用等のうち一部の負担者も問題となっているが、事実に関する問題のため、本稿では省略する。

6 別の論点についての判示のなかで、Aの死亡時の純資産額は17億6,642万円余であったという認定がされている。

続開始の時から、被相続人の一身に専属したものでない限り被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するとされているところ（民法 896 条）、X らは、A から、本件和解に基づく分割金の支払義務を相続により承継している。そして、A の存命中に本件債務免除が行われた場合であれば、本件債務免除益から弁護士費用等がその一時所得を得るための支出として控除されたはずであるところ、そのような控除を受け得る法的地位は、D 弁護士への支払債務の履行が終了したり、本件和解に基づく分割金の支払が完了して本件債務免除に係る停止条件が成就する前に A が死亡したりしたからといって消滅するものではなく、また、A の一身に専属したものと解すべき理由もないから、A の死亡により、相続人たる X らに承継されたものと解すべきである……。なお、A の本件和解に関する債務を X らが引き受けていることからすれば、当該債務の免除益（本件債務免除益）が生じた場合に、弁護士費用等を支出としてそこから控除を受け得る法的地位も X らが専ら承継することは、A 相続人らの合理的意思にも合致しているものと考えられる。

……そうすると、その余の点について判断するまでもなく、前訴に要した弁護士費用等は、本件債務免除益を受けるために要した支出として法 34 条 2 項により平成 28 年分の X らの一時所得から控除することができるものというべきである。」⁷

Ⅲ 検討

1 本判決の意義および検討の概要

本件は、親族から相続により承継した債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受ける条件を定めた和解のために親族が支出した弁護士費用等および訴訟費用等（以下「本件弁護士費用等」という）が控除できるか争われた事案である。結論としては、これらの費用を控除できるものとして、納税者が一部勝訴する判断がされている。

本稿では、まず、一時所得の計算構造について整理したうえで（2）、本判決が本件の争点に関する最高裁判決と整合的に解することができるのかとい

う点（3）および債務免除益課税に関する従来の裁判例の動向とどのような関係に立つのかという点（4）を論じる。最後に、一時所得の経費額以外の論点についても取り上げる（5）。

2 一時所得の計算構造と本件の争点

所得税法は、収入を 10 種類に分類し、それぞれの分類ごとに異なる計算方法を定めている（法 23 条ないし 35 条）。このような所得分類制度が設けられている趣旨は、収入を得る態様に応じて異なる質的担税力を考慮し、公平に所得税を課すためである、と一般的に説明される⁸。

本件債務免除益が該当するものとされている一時所得は（法 34 条 1 項）、「営利を目的とする継続的行為から生じた」ものではない「一時の所得」として、すなわち一度限りで得られる、非回帰的な収入である。このような収入は継続的に得られるものではないことから、業務について生じる間接対応の費用は観念しがたいため、必要経費（法 37 条）ではなく「その収入を得るために支出した金額」のうち「その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額」（以下「一時所得の経費額」と呼ぶ）のみを控除するものと定められている（法 34 条 2 項）。なお、一時所得の経費額については、懸賞クイズ等について経費を例示する通達はあるが（所得税基本通達 34-3）、用語の一般的な意義について定める通達などの定めは存在しない。

3 一時所得の経費額に関する先行する議論と本判決 (1) リーディングケースとしての平成 24 年最判

一時所得の経費額については、以上のようにその意義に関する実務上の基準なども示されていないところ、平成 24 年の逆ハーフ・タックスプラン事件上告審判決（以下「平成 24 年最判」という）がリーディングケースとなっている。

同事件は、納税者が一時所得に該当する養老保険契約の満期保険金を受領したところ、当該保険金から控除できる保険料の金額が争点となった事案である。納税者は、当該保険に係る保険料全額が一時所得の経費額に該当するものとして申告をしたが、課

⁷ 東京地判令和 5 年 3 月 14 日（判例集等未登載、TAINS コード Z888-2487）。

⁸ 三木義一編著『よくわかる税法入門 [第 17 版]』（有斐閣、2023 年）100～103 頁 [伊川正樹執筆部分] 参照。

税庁は、保険料のうち納税者の経営する法人が支出した部分（全額の 1/2）については一時所得の経費額に該当しないものとして更正処分を行った⁹。第一審および控訴審では、納税者の請求を認容して処分を取り消す判決が下されていたが¹⁰、上告審では下記のような判示により、本税の処分の取消請求を認容した原判決を破棄して納税者の請求を棄却している¹¹（下線は筆者）。

「所得税法は、23 条ないし 35 条において、所得をその源泉ないし性質によって 10 種類に分類し、それぞれについて所得金額の計算方法を定めているところ、これらの計算方法は、個人の収入のうちその者の担税力を増加させる利得に当たる部分を所得とする趣旨に出たものと解される。一時所得についてその所得金額の計算方法を定めた同法 34 条 2 項もまた、一時所得に係る収入を得た個人の担税力に応じた課税を図る趣旨のものであり、同項が『その収入を得るために支出した金額』を一時所得の金額の計算上控除するとしたのは、一時所得に係る収入のうちこのような支出額に相当する部分が上記個人の担税力を増加させるものではないことを考慮したものと解されるから、ここにいう『支出した金額』とは、一時所得に係る収入を得た個人が自ら負担して支出したものとイえる金額をいうと解するのが上記の趣旨にかなうものである。また、同項の『その収入を得るために支出した金額』

という文言も、収入を得る主体と支出をする主体が同一であることを前提としたものというべきである。

したがって、一時所得に係る支出が所得税法 34 条 2 項にいう『その収入を得るために支出した金額』に該当するためには、それが当該収入を得た個人において自ら負担して支出したものとイえる場合でなければならぬと解するのが相当である。」¹²

このように、平成 24 年最判では、一時所得の控除額に該当するためには、収入を得た者自らが負担して支出した金額といえることが必要であるとされた。また、このような解釈論の根拠としては、担税力を測定するという所得分類制度の趣旨目的が主として挙げられていた。

(2) 平成 24 年最判についての先行学説

逆ハーフ・タックスプラン事件については、控訴審判決で納税者が勝訴した段階では文理解釈の原則の観点から肯定的に評価する見解もあったものの¹³、平成 24 年最判で本税部分について敗訴する結論が下された後は、平成 24 年最判を支持する見解が多数であるように思われる¹⁴。学説の支持を集めた理由としては、まず、調査官解説が指摘するとおり¹⁵、租税法規は文理解釈が原則であるが、文理解釈のみによっては意味内容を明らかにできない場合には規定の趣旨目的に照らして解釈すべきであるとする通説的な見解¹⁶と同判決

9 なお、現在では、政令の改正により、法人が支出した保険料は控除対象とならないことが明確化されている（所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）183 条 4 項 3 号参照）。

10 福岡地判平成 21 年 1 月 27 日民集 66 卷 1 号 30 頁（TAINS コード Z259-11125）、福岡高判平成 21 年 7 月 29 日民集 66 卷 1 号 64 頁（TAINS コード Z259-11251）。

11 なお、加算税の賦課決定処分については福岡高裁へと差し戻し、こちらも適法な処分だったとの差戻控訴審判決が下されている（福岡高判平成 25 年 5 月 30 日税資 263 号順号 12223（TAINS コード Z263-12223））。また、同種事案の別事件では、上告審判決において、本税の処分にくわえて加算税の処分についても適法であったとして納税者が敗訴している（最判平成 24 年 1 月 16 日集民 239 号 555 頁（TAINS コード Z262-11856））。

12 最判平成 24 年 1 月 13 日民集 66 卷 1 号 1 頁（TAINS コード Z262-11855）。

13 岩崎政明「判批」ジュリスト 1407 号（2010 年）173 頁、増田英敏『リーガルマインド租税法 [第 5 版]』（成文堂、2019 年）465～483 頁参照。

14 他の注で引用するほか、渡辺裕泰「判批」ジュリスト 1446 号（2012 年）118 頁、占部裕典「判批」ジュリスト 1453 号（2013 年）206 頁、長島弘「判批」立正法学論集 50 卷 1 号（2016 年）281 頁参照。ただし、藤中敏弘「判批」北海学園大学法学研究 48 卷 2 号（2012 年）117 頁も参照。

15 小林宏司「判解」法曹会篇『最高裁判所判例解説民事篇 平成 24 年度』（法曹会、2014 年）9～10 頁参照。藤谷俊之「判批」行政判例研究会編『平成 24 年 行政関係判例解説』（ぎょうせい、2014 年）125～128 頁も参照。

16 金子宏『租税法 [第 24 版]』（弘文堂、2021 年）123～124、306 頁参照。金子宏「租税法解釈論序説」金子宏ほか編『租税法と民法』（有斐閣、2014 年）11～13 頁も参照。

が整合的であると考えられることが挙げられよう¹⁷。

また、一時所得の経費額の趣旨目的の理解や具体的な解釈論についても合理的であると論じられている。たとえば、高橋教授は、「所得課税における投下資本の回収という見地から」¹⁸ 結論を導き出している、と論じている。また、袁氏は、人の原資という考え方を示したものとして、平成 24 年最判は意義を有する、と評価する¹⁹。

(3) 平成 24 年最判と本判決の対比：両判決を整合的に解することは可能か？

以上のように、平成 24 年最判は一時所得の経費額に関するリーディングケースと考えられてきたところ、本判決は同判決を引用していない。しかし、本件弁護士費用等について「A の支払が終わっている以上、D 弁護士との関係での債権債務関係は既に消滅しており、X らの相続の対象となるべき法律関係が存在しないのであるから、X らについては控除することはできない」と述べる Y の主張は、X らが自ら負担していない費用の控除を否定するという、平成 24 年最判を前提とした主張のように思われる。

それでは、平成 24 年最判と本判決の関係はどのように捉えられるのだろうか²⁰。この点、本判決は「A の存命中に本件債務免除が行われた場合であれば、本件債務免除益から弁護士費用等がその一時所得を得るための支出として控除されたはずであるところ、そのような控除を受け得る法的地位は…… A の死亡により、相続人たる X らに承継された」と論じている。平成 24 年最判と本判決が整合的である

と論じるためには、このように A が支出したことで得た控除する権利が相続で X らに移転したと議論できるかが鍵となろう。

このような解釈論は、「被相続人が支出した金額は、控除権が相続されるので、相続人が得た一時所得の経費額として認められる」という一般論としては合理的とはいえない。なぜならば、平成 24 年最判は「収入を得た個人が自ら負担したものといえる金額」のみが一時所得の経費額となる、と明確に述べており²¹、仮に相続という権利義務の包括的な移転が行われたとしても、税法上の特段の規定がなければ、被相続人の支出は相続人の負担とは同視し難いように思われるからである。

もっとも、本件は特殊な事例だった点には注意すべきであろう。すなわち、A の死亡時点において本件和解の条件は 100 万円の返済のみが残っており、A が死亡前に 100 万円を返済してさえいれば、A に債務免除益が生じていた。本判決も「A の存命中に本件債務免除が行われた場合であれば、本件債務免除益から弁護士費用等がその一時所得を得るための支出として控除されたはずである」と論じておりである。したがって、本判決の妥当性は、このような特殊事情を考慮することの是非によるものと考えられるべきであろう²²。以下では、このような特殊事情を勘案することの是非につき、債務免除益課税という文脈から議論することとしたい。

4 債務免除益の課税理論と本判決：所得分類をめぐる先行裁判例との比較

17 木山泰嗣「税法解釈のあり方」青山法学論集 58 巻 2 号（2016 年）97～101 頁、佐藤英明「最高裁判例に見る租税法規の解釈手法」山本敬三＝中川丈久編『法解釈の方法論』（有斐閣、2021 年）349～350、353～359 頁も参照。

18 高橋祐介「判批」ジュリスト 1441 号（2012 年）9 頁。

19 袁雪婷「判批」法学論叢 180 巻 3 号（2016 年）135 頁参照。

20 両判決の整合性に疑問を呈する見解として、「東京地裁 一時所得の計算を巡る事件で国が一部敗訴」週刊税務通信 3746 号（2023 年）7 頁参照。

21 ただし、平成 24 年最判では法人がいったん支出して納税者に対する貸付金としていた保険料については納税者が自ら負担したものとして控除が認められており、同判決によれば「他人が支出しても、収入を得た個人が自ら支出した金額とみなす場合」（袁・前掲注（19）144 頁）には控除が認められるもの、と解される。本件弁護士費用等をこのような場合に含まれるものと議論することもできるかもしれないが、相続という一事のみをもってこのように断じることはできないように思われる。

22 ただし、仮にこのような議論が背後にあり、平成 24 年最判との区別が主たる関心ではなかったのだとしても、平成 24 年最判と本判決の関係性は判決文において明示すべきだったように思われる。

(1) 債務免除益の課税理論の概要²³

本件で問題となった債務免除益については、その課税の根拠をどのように捉え、その範囲をどう画するか、という点について、米国において主として2つの考え方が唱えられてきた。この観点から、債務免除益課税に関する先行裁判例と本判決の整理を試みたい。

1つめの考え方は純資産アプローチ (Net Worth Approach) と呼ばれるものであり、債務がどのように発生したかにかかわらず、返済無しでの債務の消滅によって将来返済に充てるはずであった資産が利用可能になることを所得として捉える考え方である。借入金債務の免除を例にとれば、将来返済に充てるはずだった現金を自由に使えることになったことを課税所得として捉える、ということである。この考え方によれば、将来返済するはずであった債務の消滅はその債務の発生原因などを問わず包括的に課税対象と解される一方、債務超過者が債務超過額分について債務免除を受けたとしても、将来返済に充てるはずだった資産が観念できないことから、課税対象にはならないものと解されている。

もう1つの考え方は借入金アプローチ (Loan Proceeds Approach) と呼ばれるものであり、債務の発生時に受けた利益について、返済無しでの債務の消滅時に所得として捉える考え方である。債務の発生および消滅を通じた純資産の増加を所得として捉える考え方と言えよう。借入金債務の免除を例にとれば、借入時に受け取った現金は将来返済するから所得とはならないが、返済を免除された段階では借入れと免除をトータルでみて純資産が増加するので課税所得として捉える、ということである。この考え方によれば、仮に債務が消滅したとしても、その債務の発生時に何ら利益を受けていない場合にはトータルで見た場合の純資産増加が無いので課税対象とはならないものと解される一方、債務超過者が

債務免除を受けたとしても債務の発生時に利益を受けていれば課税対象となるものと解されている。

日本の課税実務においては、まず、債務免除益が発生する債務の性質が限られていない (所得税基本通達 36-15(5))。これは、仮に債務の発生時に受益の無い債務でもその消滅によって債務免除益が生じうることを表しているとするれば、純資産アプローチに親和的なものと言えよう。また、資力喪失者が得た債務免除益は、通達で非課税 (収入金額不算入) とされてきたが (旧所得税基本通達 36-17。平成 26 年度税制改正で法 44 条の 2 が立法されたことにより現在では廃止されている)、上述のとおり、このような解釈論は、米国では純資産アプローチを前提として唱えられてきた。したがって、これらの通達の定めを前提とすると、日本の課税実務においては純資産アプローチの考え方が強いようにも思われる²⁴。

他方、学説としては、増井教授が、資力喪失時の債務免除益非課税を定める通達の定めは肯定しがたいことや²⁵、贈与契約を締結した後に贈与債務から免れた場合には債務発生時所得課税が行われるべきではないことなどを借入金アプローチの考え方にもとづいて論じている²⁶。少々長くなるが、その考え方の骨子となる部分を引用すると次のとおりである。「借入金は借主の所得にならない。元本の収受のあった年に、将来の返済債務を見越計上することによって、借主には純資産の増加がないことになるからである。……債務が免除された場合どうなるか。もともと、借入金が所得から除外されたのは、借主が元本を返済する義務を負っていたからである。これに対し、債務が額面金額以下に減額された場合には、借主はもはや額面金額だけの返済をする義務を負わないから、この前提が崩れる。借主は、支払わなければならない額よりも多くの額を受け取りかつ所得から除外したことになる。つまりこの場合、借主の富

²³ 高橋祐介「損害賠償なんか踏み倒せ!」立命館法学 352 号 (2013 年) 242 ~ 251 頁、川田剛『新版 ケースブック海外重要租税判例』(財経詳報社、2016 年) 74 ~ 75 頁、長戸貴之『事業再生と課税』(東京大学出版会、2017 年) 107 ~ 121 頁、拙著『債務免除益の課税理論』(勁草書房、2020 年) 14 ~ 30 頁 [初出:2016 年] 参照。

²⁴ 高橋・前掲注 (23) 252 頁参照。

²⁵ 増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題 (上)」ジュリスト 1315 号 (2006 年) 197 ~ 199 頁参照。

²⁶ 増井良啓「債務免除益をめぐる所得税法上のいくつかの解釈問題 (下)」ジュリスト 1317 号 (2006 年) 268 ~ 269 頁参照。

はネットのみで免除分だけ増加している。その増加額を所得に計上するのである。」²⁷

(2) 所得分類をめぐる先行裁判例と債務免除益の課税理論²⁸

純資産アプローチと借入金アプローチの対立について明確に論じた日本の判決は、今のところ見当たらない。ただし、債務免除益の所得分類をめぐる一連の裁判例では、債務免除益の捉え方について異なる傾向が見られる。

① 平成 27 年最判

債務免除益の所得分類について論じた最高裁判例としては、平成 27 年の倉敷青果荷受組合事件第一次上告審判決が挙げられる。同判決は、人格のない社団等である被上告人の理事長である E が得た債務免除益が給与所得（法 28 条 1 項）に該当し、当該社団等に源泉徴収義務（法 183 条）が生じるとしたものの、その理由付けにおける事実のあてはめにおいて以下のように述べる（下線は筆者）。

「前記事実関係によれば、E は、被上告人から長年にわたり多額の金員を繰り返し借り入れ、これを有価証券の取引に充てるなどしていたところ、被上告人が E に対してこのように多額の金員の貸付けを繰り返し行ったのは、同人が被上告人の理事長及び専務理事の地位にある者としてその職務を行っていたことによるものとみるのが相当であり、被上告人が E の申入れを受けて本件債務免除に応ずるに当たっては、被上告人に対する E の理事長及び専務理事としての貢献についての評価が考慮されたことがうかがわれる。これらの事情に鑑みると、本件債務免除益は、E が自己の計算又は危険において独立して行った業務等により生じたものではなく、同人が被上告人に対し雇用契約に類する原因に基づき提供した役務の対価として、被上告人から功勞への報償等の観点を

も考慮して臨時的に付与された給付とみるのが相当である。」²⁹

平成 27 年最判では、下線部分のように、債務免除益の所得分類を論じるにあたり、免除の態様、つまり債務消滅時の事情にくわえ、被上告人が A から金銭を借り入れる際の態様、つまり、債務発生時の事情が勘案されている³⁰。

② 平成 28 年東京高判

倉敷青果荷受組合事件と同時期に債務免除益の所得分類について争われた事件としては、ノンリコース債務免除益事件が挙げられる。同事件では、航空機リース事業を営む匿名組合の組合員が借り入れた責任財産限定特約（ノンリコース条項）付きの金銭について債務免除が行われた場合、債務免除益が不動産所得（法 26 条 1 項）などに該当するかが争われているが、同事件控訴審判決は以下のように述べて不動産所得に該当しないと論じている（下線は筆者）。本件ローン債務免除益は、本件融資銀行が本件借入金の残債務を免除したという本件ローン債務免除行為によって発生したものであるところ、本件融資銀行は、本件航空機の賃借人ではなく、本件航空機を使用収益していたわけではない。確かに、本件ローン契約に基づく本件借入金の借入れが本件組合事業（航空機の貸付業務）を営むに当たり必要な行為であったことは認められるし、本件借入金に係る返済債務が本件航空機の貸付業務の遂行と関連して発生したということもできるが、本件ローン債務免除益は、本件組合が行っていた営利を目的とする継続的行為である本件航空機の賃貸自体によって発生したものではないし、本件航空機を使用収益させる対価又はこれに代わる性質を有するものでもないから、本件ローン債務免除益を不動産所得に該当するものということとはできない。」³¹

平成 28 年東京高判では、下線部分のように、債

²⁷ 増井・前掲注（25）196 頁。増井良啓「賭博債務の免除から所得は生ずるか」税研 40・41 号（1991 年）17 頁も参照。

²⁸ 田中治「債務免除益に係る所得税法上の取扱い」同『田中治税法著作集 第 2 巻 所得税をめぐる紛争の特質とその解釈論』（清文社、2021 年）88～95、100～107 頁〔初出：2019 年〕、拙著・前掲注（23）189～239 頁参照。

²⁹ 最判平成 27 年 10 月 8 日集民 251 号 1 頁（TAINS コード Z265-12733）。

³⁰ 増田英敏「判批」TKC 税研情報 25 巻 5 号（2016 年）10 頁参照。

³¹ 東京高判平成 28 年 2 月 17 日税資 266 号順号 12800（TAINS コード Z266-12800）。

務免除益の所得分類を論じるにあたり、免除の態様、つまり債務消滅時の事情が専ら議論されており、債務発生時の事情は勘案されていないように思われる³²。

③ その後の裁判例：平成 30 年東京地判

以上のように、平成 27 年最判は債務発生時の事情および債務消滅時の事情をもって債務免除益の所得分類を論じた一方、平成 28 年東京高判は債務消滅時の事情のみをもって債務免除益の所得分類を論じている。債務発生時の事情を考慮するか否かというこの相違は、判決文で明示されているものではないが、平成 27 年最判が借入金アプローチに似た考え方にもとづき債務免除益を債務の発生および消滅により発生するものと捉えた一方、平成 28 年東京高判が純資産アプローチに似た考え方にもとづき債務免除益を債務の消滅により発生するものと捉えたことにより生じたものだ、と整理することができるだろう。

このような整理によるならば、平成 27 年最判と平成 28 年東京高判では、債務免除益をどう捉えるのか、という点について一致が見られなかったといえる。しかし、この点について、平成 30 年の東京地裁の判決が下記のような興味深い判示をしたうえで納税者一部勝訴の判決を下している（下線および番号は筆者）。

「所得税法は、公平負担の観点から、納税者の所得を、その源泉又は性質によって 10 種類に区分し、担税力に応じた計算方法等を定めているところ、かかる所得区分の判断に当たっては、当該所得に係る利益の内容及び性質、当該利益が生み出される具体的態様を考慮して実質的に判断されるべきものと解され、①借入金の債務免除益の所得区分の判断においては、当該借入れの目的や当該債務免除に至った経緯等を総合的に考慮して判断するのが相当である。……②所得税法において、借入金が借主の所得とされていないのは、借入金を取得すると同時に、当該借入金を弁済する債務を負い、借主の純資産が増加しないことによるものと解されるところ、上記債務

が免除された場合には、借入金額とそれまでの弁済額の差額について純資産が増加することになり、当該差額が所得として観念されることになるのであるから、借入金の債務免除益の所得区分の判断に当たっては、当該借入れの目的や当該借入金の取得に係る経済的利益の性質をおよそ考慮する必要がないとするのは相当ではない。」³³

平成 30 年東京地判は、①の部分で免除の経緯に加えて借入れの目的という債務発生時の事情を考慮すべきことを述べたうえで、②の部分でその根拠として借入金アプローチの考え方に明確に言及している³⁴。債務発生時の事情および債務消滅時の事情をいずれも勘案する裁判例としては、他に平成 30 年の福岡高裁の判決もみられるところがある³⁵。

このように、平成 27 年最判および平成 28 年東京高判が提起した「債務免除益とは何か、その課税にあたってはどのような事実が考慮されるべきか」という問題は、両判決がその根拠について明確な判示をしていないこともあり、未だ解決されていない。ただし、平成 30 年東京地判などの下級審裁判例では、平成 27 年最判が示した「債務発生時の事情および債務消滅時の事情を考慮して債務免除益の所得分類を決定する」という方針を前提として、それをどのように根拠づけるべきか、という方向へと関心が移りつつあるように思われる。

(3) 所得分類に関する先行裁判例と本判決

本判決は、債務免除益の所得分類が争われたものではないため、平成 27 年最判や平成 28 年東京高判と密接に関連する裁判例とは言い難い。もっとも、本件弁護士費用等という債務免除直前ではない段階で支払われた費用について「直接要した」ものとして経費控除が認められるか、という点は、債務免除益をどのような所得として捉え、その課税関係を定めるにあたりどの程度の時間的幅のなかで事実を勘案するか、という、所得分類についてこれまでされてきた議論と関連するように思わ

32 吉村政穂「判批」ジュリスト1505号（2017年）212頁参照。

33 東京地判平成30年4月19日税資268号順号13146（TAINSコードZ268-13146）。

34 もっとも、同判決は、当てはめの部分において借入金の使途という規範と対応しない事実を主たる検討対象としており、判決全体では正当なものとは論じがたい。この点については、拙稿「判批」税法学582号（2019年）175頁参照。

35 福岡高判平成30年11月27日税資268号13231（TAINSコードZ268-13231）。

れる³⁶。

この点について、まず、Yは「本件債務免除は、A及びXらが、本件和解に基づき分割金を支払ったことから生じたものであり、本件和解の成立に要した弁護士費用等は、本件債務免除との関係では直接性を欠く」という議論をしている。これは、あくまで債務免除益は債務の消滅それ自体によって生じるものという純資産アプローチを前提に³⁷、本件債務免除益は専ら分割金の支払いという債務の消滅事由から生じたものであり、控除すべき費用も分割金の支払いに要したものに限られるという主張と理解できるだろう。

これに対し本判決は「本件債務免除は本件和解の時点で潜在的には行われていたものと同視することができ、A及びXらが分割金の支払を行ったことは、その停止条件成就に向けた事後的な行為にすぎなかったものともいえる」として、本件債務免除益は和解の時点でほぼ確定的に生じていたとの見方を示している。このことを補強する事情として、「A又はその相続人がその支払をしないことは経済合理性の上でもおよそ考え難い」ことを述べている。このように、本判決は債務が消滅する以前の和解段階の事実を重視して一時所得の経費額を判断していることから、純資産アプローチよりも借入金アプローチに親和的と評価できよう。

もっとも、純粋な借入金アプローチの見方によるならば、債務の発生時、つまりBがCと金銭消費貸借契約を結んだ平成5年まで遡って経費控除を考えるべきだとの見方もありうる。しかし、本件においては、債務の存否が前訴で争われていたことから、前訴が和解で終結するまでは債務が確定的に生じていたとは言い難かったであろう。むしろ、前訴が争われている最中

に返済が減免されたとしても、それは既存の債務が消滅したものとして債務免除益課税の問題が生じるのではなく、当初から減免後の債務のみが成立していたと解すべきではないかと思われる³⁸。

以上のように、本判決は、債務の消滅それ自体に要したのではない支出の控除を認めているという点で、借入金アプローチに親和的なものと評価できよう。そして、借入金アプローチに親和的な判断という意味で、平成27年最判以来の所得分類に関する裁判例とも軌を一にするものと位置付けることができるだろう。

3で述べた特殊事情を勘案することの是非についても、この点から整理できるように思われる。本件債務免除益は最終的にはXらが享受したものであり、この点から言えば、Aが支出した本件弁護士費用等を控除することは仮に相続という事情を加味しても平成24年最判と整合するものとは論じ難い。しかし、借入金アプローチの考え方から言えば、本件債務免除益を得るにあたって要した経費として本件和解の時点で本件弁護士費用等は一時所得の経費額として生じていたのであって、たまたま弁済の前後で債務者が変わったとしても、そのことが控除の可否に影響するとは考え難い。この点は、本判決も、仮にXらが本件弁護士費用等を控除できないとするとAが免除の条件となる部分まで債務の弁済を完了した場合との「均衡を欠く」と論じるとおりである。つまり、相続があったというだけではなく、本件で問題となったのが債務免除益という債権債務関係が継続する一定の時間的幅において生じる特殊な所得類型だったことも加味すれば、本件の結論は、消滅しつつある債務に本件弁護士費用等が経費として付随して承継されたものとして肯定的に評価できよう。

36 なお、品川・前掲注(4)は、債務が自然債務化していたことにより、それが消滅しても債務免除益という所得は生じない旨を論じている。これは、本件では将来返済に充てるはずであった資産が観念できないのであるから、純資産アプローチにもとづき、本件債務免除によって債務免除益という所得は生じない旨を論じたものと理解できるように思われる。このように、債務免除益の課税理論の観点からは、むしろ争点(1)について議論することが有益かもしれないが、本稿の関心からは外れるため、今後の検討課題としたい。

37 ただし、本判決の当否に直接には影響しないように思われるが、平成30年東京地判ではYは借入金アプローチにもとづいて主張を展開しており、本件におけるYの主張は先行裁判例における主張との一貫性を欠くように思われる。

38 このような法理のことを、米国では「係争債務の法理」と呼ぶ。日本法でも同様の法理が成り立つように思われることにつき、拙稿「消費者問題と債務免除益課税」青山法学論集61巻4号(2020年)378～382頁参照。

この点については、法 34 条 2 項の規定のみをもって、債務に付随して承継された費用の控除を認めるべきだとは論じがたいとの批判もあるかもしれない。ただし、論拠となりうるように思われる規定として、贈与により一時所得などの基因となる資産を取得した場合には受贈者が引き続き当該資産を所有していたものと擬制する法 67 条の 4 がある。この規定は、生保年金二重課税事件上告審判決³⁹を契機として平成 23 年度税制改正（平成 23 年 6 月法律第 82 号）で新設されたものである。立法趣旨としては、相続や贈与による譲渡所得の取得費および保有期間の引継ぎを定める法 60 条 1 項 1 号と同旨の規定を定期預金の既経過利子等について確認的に設けるべきであることが挙げられている⁴⁰。この規定にいう「一時所得……の基因となる資産」の意義は必ずしも明らかではなく、一般論として一時所得について経費控除を受ける地位が法 67 条の 4 の適用対象となるとは断じがたいものの、この規定は法 60 条 1 項 1 号と同じく資産に付随する取得費は所得分類によらずに被相続人から相続人に引き継がれるべきとの法理を確認したものと思われる。このような捉え方に照らせば、資産の反対概念である債務に付随する費用についても⁴¹、同規定の背後にある法理により、被相続人から相続人に引き継がれるべきだ、との解釈論は成り立つであろう。

以上のように、本判決の結論は、債務免除益の課税理論の観点を加味すれば、借入金アプローチの考え方に親和的な債務免除益課税に関する従来の裁判例の動向と整合的なものとして評価できる

ように思われる。もっとも、本判決は平成 30 年東京地判と異なり債務免除益の課税理論に関して言及しておらず、相続による経費控除の承継について税法上の根拠を示していないこととあわせて、判示の明確さという意味では問題があるだろう。また、この点は従来の裁判例から続く問題だが、(1) で述べたとおり課税実務は純資産アプローチと親和的であると考えられることから、裁判例における借入金アプローチに親和的な解釈論とこのような課税実務との整合性は今後とも問題として残るものと考えられる⁴²。

5 一時所得の経費額以外の争点について

(1) 法 44 条の 2 の適用要件の解釈論

本判決は、争点 (2) について「資力を喪失して債務を弁済することができないか否かは……債務免除の効果が発生する時点における債務者の資力により資力喪失の有無を判断すべき」と述べている。このように、資力を喪失しているか否かについて債務免除直前の財務状況で判断すべきだとする判示は、法 44 条の 2 の前身である旧所得税基本通達 36-17 に関する一連の裁判例と整合的であり⁴³、本判決は法 44 条の 2 の解釈論としてこの解釈を確認するものと言えよう⁴⁴。

ただし、本判決は、争点 (5) に関する判断においては、和解によって本件債務免除益がほぼ確定的に生じた旨を論じている。このような観点からいえば、和解時点での A の資力によって資力喪失の有無を判断すべきであるという X らの主張に全く理由が無いとも思われぬ。両判断の整合性については、

39 最判平成 22 年 7 月 6 日民集 64 卷 5 号 1277 頁（TAINS コード Z260-11470）。

40 最高裁判決研究会「『最高裁判決研究会』報告書」（内閣府ウェブサイト、2010 年）7 頁参照。この規定が確認的規定であることを前提とした判決として、大阪高判平成 28 年 1 月 12 日税資 266 号順号 12779（TAINS コード Z266-12779）参照。

41 債務免除益課税を譲渡所得課税と似たように議論する発想（反ベイス）については、小塚真啓「債務免除益の法的・経済的性質と所得分類」租税研究 795 号（2016 年）74 頁参照。

42 この点、筆者は、債務控除アプローチという新たな考え方をもって、資力喪失者に対する債務免除益課税を行わない実務と債務の発生時から消滅時までを通じて課税関係を考察する解釈論を整合させることができると論じている。拙著・前掲注（23）参照。

43 大阪地判平成 24 年 2 月 28 日税資 262 号順号 11893（TAINS コード Z262-11893）、広島高判平成 29 年 2 月 8 日民集 72 卷 4 号 353 頁（TAINS コード Z267-12978）。

44 法 44 条の 2 の適用要件の解釈については、拙著・前掲注（23）69～71 頁〔初出：2017 年〕参照。

もう少し丁寧な判示をすべきであったように思われる。

(2) 債務免除益の年度帰属

本判決は、債務免除が「本件和解の時点で潜在的には行われていた」と論じている。このような観点を重視すれば、X らも述べていない主張ではあるが、本件債務免除益は平成 16 年に A が享受していた、と論じることにも可能かもしれない。

もっとも、従来の裁判例でも、債務免除益は債務が完全に消滅した時点で収入金額となる、との前提で議論が行われている。たとえば、平成 27 年最判は、人格のない社団等の理事長が強権的に「借入れ」を行った事案であるから、「借入れ」時点での所得と認定することも可能だったかもしれないが⁴⁵、そのような議論はどの審級でも行われていない。また、平成 28 年東京高判は、ノンリコース条項の存在によって免除が実際に行われる以前から返済が免除されることがほぼ確定的だった事案だが、このような事案でも、免除が実際に行われた時点で債務免除益が生じたものとして議論されている。

この点は、権利確定主義の考え方をを用いることで、債務の消滅年度に債務免除益が帰属するという結論を導くことができる、と筆者は解している⁴⁶。本件債務免除益が平成 16 年分の A の所得ではなく平成 28 年分の X らの所得とされるのも、その時点まで債務免除益を得る権利が確定しなかったのだ、と解するべきであろう。「分割金の支払は本件債務免除の停止条件であった」という判示も、「停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる」ということを前提に（民法（明治 29 年法律第 89 号）127 条 1 項）、分割金の支払により条件が最終的に成就するまでは有効な免除は行われておらず、債務は消滅していないことを強調するもののように思われる。

(3) 債務控除と債務免除益課税

本判決の結果として、X らは A から承継した債

務について所得税において債務免除益課税を受け一方、A の死亡に係る相続税の申告において債務控除（相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）13 条、14 条）ができないことになる⁴⁷。これは、所得税の世界では A の死亡時に債務が存在していたものとされた一方、相続税の世界では債務が存在していなかったものとされている、と考えると不合理であるようにも思われる。

この点につき、本判決は、「本件債務免除に係る債務は、A の相続開始時点において現に存在していたとはいえるものの、相続人である原告らが本件和解に係る分割金の支払を行えば免除されるものであったことからすれば、『确实と認められるもの』とはいえない」と判示している。この点については、今後の検討課題としたい。

おわりに

本稿では、一時所得として得た債務免除益から控除できる経費額について納税者の主張を認めた 3 月の東京地裁の判決について論じた。具体的には、一時所得の経費額に関するリーディングケースである平成 24 年最判との整合性については疑問の余地がありうること（Ⅲ 3）、ただし、本件が債務免除益課税に関する事件であることを加味すれば、本件の特殊性を考慮すべきであり、本判決の結論は従来の債務免除益課税に関する裁判例と整合的に解することができること（Ⅲ 4）を論じた。

以上のように、一時所得の経費額に関する本判決の結論は合理的なものと評価すべきように思われる。もっとも、本稿が判決文に述べられていないことについて長く論じていることからわかるように、本判決の理由付けについてはその背後にある考え方が不明確な部分も多い。本件は国から控訴されたとのことだが（事件番号：令和 5 年（行コ）第 105 号）、控訴審では、平成 24 年最判や債務免除益課税に関する従来の裁判例との関係性について、より明確に判示することが望まれよう。

45 このような議論を示唆する文献として、金子（2021）・前掲注（16）248 頁参照。

46 拙著・前掲注（23）139～188 頁〔初出：2017 年〕参照。

47 前掲注（2）も参照。



TAINSメールニュース No.614 2023.04.06

税理士損害賠償／横領の調査確認等・所得拡大促進税制の失念

(令02-02-20 東京地裁 一部認容・棄却 Z999-0181)

原告の顧問税理士であった被告が、原告代表者による横領について、原告に対する報告や是正・指導を行わず、それらが被告との間の業務委託契約に係る善管注意義務に反するものであると主張し、原告が、被告に対し、債務不履行1により、横領された金銭の一部である3000万円及び遅延損害金の支払を求めるとともに、被告が所得拡大促進税制の適用を失念して確定申告をしたことが、善管注意義務に違反するものであると主張し、債務不履行2により、過大納付額等1038万余円及び遅延損害金の支払をを求める事案である。

裁判所は、(1)顧問契約の定めから、会計書類の内容を調査・確認し、不審点を明らかにして助言・指導するなど

の義務が被告にあったと解することはできないから、債務不履行1に基づく原告の請求には理由がない。(2)原告は、3542万余円を納税したが、被告が本件税額控除制度を適用していれば、納税額は2925万余円で足りたと認められるから、差額616万余円は、債務不履行2と相当因果関係のある損害であるといえる。(3)賠償金に法人税等が課税されるのは、損害賠償金が発生したことを益金として扱うこととした租税制度の結果にすぎず、債務不履行2と相当因果関係のある損害ではない。

などと判断し、被告に646万余円及び遅延損害金の支払を命じた。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-0181

(税法データベース編集室：大高 由美子)

TAINSメールニュース No.615 2023.04.13

みなし贈与と相続時精算課税～被相続人の債権放棄による株価の増加額～

(令04-03-16 非公開裁決 棄却 F0-3-856)

この事案では、相続開始前、被相続人がA社(請求人が50%超の株式を所有する同族会社)に対する貸付金債権を放棄したことによる株価の増加額につき、みなし贈与の対象となるか否かが争点の一つとなりました。請求人は、その過程で、A社株式のうち10,100株は、被相続人から相続時精算課税の対象となる贈与によって取得したものであって、その贈与時の価額も確定しているから、債権放棄によるA社株式の評価額の増加に相続税法第9条の規定を適用することは、相続税法第21条の15第1項の規定に照らして、許されない旨主張しました。審判所では、次のとおり判断し、請求人の主張を斥けました。

相続時精算課税制度は、民法上の贈与契約のみなら

ず、これに当たらない資産移転、経済的利益の付与であっても相続税法の規定により贈与とみなされて課税されるものは、全て適用の対象となる。A社株式のうち10,100株の贈与と債権放棄は別個の行為であって、当該株式贈与に対する課税と債権放棄に対する課税は異なる課税原因に基づくものである。また、債権放棄によるA社株式の評価額の増加は相続税法第9条の規定の適用がある財産の増加というべきであって、相続税更正部分は、A社株式の単なる評価額の増加を対象としたものでない。

したがって、債権放棄に伴うA社株式の評価額の増加に相続時精算課税制度を適用して、課税することは相当である。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-3-856

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、判決・裁決から雑誌目次情報にアクセスできるリンクを備えており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。





TAINSメールニュース No.616 2023.04.20

実質所得者課税の原則／資金調達のために発行した社債の利子

(令04-02-01 東京地裁 認容・確定 Z888-2457)

外国法人A社の東京支店は、ロンドン本店と本支店間取引により資金調達を行っていましたが、英国の税法上、外国税額控除を十分に受けられずにいました。そこで、本支店間融資取引の経済的実質を変えない資金調達として、東京支店がロンドンの本店に対して社債を発行し、本店はその社債をA社の完全子会社で外国法人のB社に、B社は日本のC社に譲渡しました。本件は、利子の収益を実質的に享受している者はB社として、A社が課税庁から源泉所得税の納税告知処分等を受けた事案です。東京地裁は、下記判断をして、処分を全て取り消しました。

本件の課税物件である利子の実質所得者を判断するに当たっては、本件利子に係る経済的損益の帰属先のほか、資金

調達取引全体の仕組み、資金調達取引に至る経緯あるいは関係者の認識、資金調達取引の実施状況など諸般の事情を総合的に考慮すべきものと解される。本件資金調達取引においては、利子に係る収益を含む社債等に関する経済的な損益につき、法的な権利義務関係を通じて、最終的にロンドン本店に帰属するという仕組みを採用していることのほか、社債等に係る損益を全てロンドン本店に帰属させることが資金調達取引を実施する不可欠の要素であることは、関係者間における一貫した共通認識であって、本件資金調達取引の実際の実施状況もこれに沿う形で行われているものである。

以上によれば、本件利子の実質所得者はロンドン本店と認めるのが相当である。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2457

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.617 2023.04.27

通則法74条の10の無予告要件／代表者個人預金口座による売上除外の把握

(令03-10-06 東京地裁 棄却 確定 Z888-2469)

本件は、原告が、長野税務署長により無予告調査を受けた結果、長野税務署長から、平成30年4月期に係る法人税等の更正処分を受けたことから、本件各更正処分はいずれも国税通則法74条の10に反する違法な手続に基づくものであるなどとして、本件各更正処分の取消しを求める事案です。東京地裁は次のとおり判断し、原告の請求を棄却しました。

原告は、取引先からの売上代金の一部を原告代表者名義の預金口座で受け入れていながら、原告の「預貯金等の内訳書」において、本件預金口座を記載していなかったこと、原告及び原告代表者の申告内容を前提とすると、平成29年4月期及び平成30年4月期において、原告代表者から

原告に対し、原告代表者の年収を超える額の資金が移動(原告代表者からの借入金残高が増加)していることになることから、長野税務署長において、原告が本件預金口座を利用した売上除外等を行っていることを想定したことは不合理なものということとはできない。

一般に、原告のような家族経営の中小企業では、帳簿類等の改ざんを防ぐための内部統制が不十分であることが多いことなども踏まえると、本件無予告調査に際しては、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ等があると認める場合にあったといえる。本件無予告調査は無予告要件を満たしており、無予告調査を行ったことに国税通則法74条の10に反する違法はない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2469

(税法データベース編集室：小菅 貴子)



Tax Accountant Information Network System

お問い合わせ先

TAINS ホームページ下部「お問い合わせフォーム」をご利用ください



よくある質問はこちら。



一般社団法人 日税連税法データベース

<https://www.tains.org/>



TAINS メールニュース No.618 2023.05.11

取得条項付株式を譲渡した場合の適正な価額～低額譲渡の該否～

(令04-01-20 非公開裁決 全部取消し F0-2-1047)
 請求人が、その保有する取得条項付株式の一部を、発行人の定款に定められた算定式に基づき算出された金額で同法人に譲渡したところ、原処分庁が、当該株式の譲渡の対価の額は適正な価額に比して低額であるから、当該譲渡の対価の額と適正な価額との差額が益金の額に算入されるなどとして、法人税等の更正処分等を行いました。これに対して、請求人は、本件譲渡株式については、当事者は本件取得条項に定められた本件算定式に基づき算出される金額を考慮して取引を行うことから、同額を超える価額で取引を行うことは合理的に考えてあり得ないなどと主張して、原処分の全部の取消しを求めた事案です。

審判所は、次のように判断し、原処分の全部を取り消しま

した。
 B社は大会社に該当し、普通株式は原則として類似業種比準価額で評価するが、類似業種比準方式に合理性がある一方で、取得条項付の議決権に制約のある株式の時価については、確立された評価方法があるわけではなく、議決権の制約や現金による取得条項が、普通株式の時価との関係で減価要因にもなるという見解もあることを考慮すれば、本件譲渡株式の本件譲渡時における1株当たりの価額が、B社の普通株式を前提とした試算値（審判所が1株当たりの価額を試算）の約8倍に相当するという原処分庁の主張を認めることは、明らかに困難なことといわざるを得ないし、結局、適正な価額に比して低額であるとは認められない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕
【TAINSキーワード】 F0-2-1047
 (税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.619 2023.05.18

役員給与～法人税法34条2項に規定する「不相当に高額な部分」～

(令05-03-23 東京地裁 棄却 控訴 Z888-2484)
 本件は、味噌等の製造、卸、販売等を目的とする内国法人である原告が、役員に支給した給与を全額損金の額に算入して確定申告をしたところ、東山税務署長から、その役員給与の額には法人税法34条2項に規定する不相当に高額な部分があり、全額を損金に算入することはできないなどとして、更正処分等を受けた事案です。原告は、役員給与の額に不相当に高額な部分はないなどと主張し、更正処分の一部取消し及び賦課決定処分の全部取消しを求めました。


東京地裁は、東山税務署長が用いた類似法人の抽出基準（ア 原告の業種を卸売業とすること、イ 対象地域の基準、ウ 売上金額等の基準）は、合理的であると判断し、次のように判示しました。

原告の売上高等からすると本件各役員給与の高さ及び増加率は不自然であり、本件類似法人の役員給与の最高額と比較しても、その較差は合理的な範囲を超えるものとなっている。そして、このように不自然に高額な本件各役員給与によって、原告が本件各対象事業年度において納付した法人税の額は、本来よりも大きく圧迫されることとなっているのであるから、原告が本件各役員給与の全額を損金の額に算入したことにより、課税の公平性は著しく害されているというほかない。以上によれば、本件各役員給与に「不相当に高額な部分」があるといえる。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕
【TAINSキーワード】 Z888-2484
 (税法データベース編集室：藤原 真由美)

税理士がつくる、税理士のためのデータベース

無料お試し会員受付中




STEP.1 お手元に税理士登録番号をご用意ください。フォーム入力の際に必要なになります。

STEP.2 **お試し会員申込みフォーム** <https://app6.tains.org/form/trial/> より、必要事項をご入力いただき、送信してください。

STEP.3 送信いただいた内容に沿って、事務局にて照会・会員登録作業を行います。

STEP.4 お客様宛に利用可能の旨が記載されたメールが届きます。内容に沿ってTAINSをご利用ください。



お試し会員へ
の申し込み方法



TAINSメールニュース No.620 2023.05.25

消費税の輸出免税と仕入税額控除／輸出物品販売場での時計の販売と買取り

(令05-01-25 東京高裁 棄却 上告等 Z888-2474)

本件は、輸出物品販売場を営む控訴人A社が、新宿税務署長から、時計の販売につき、非居住者から旅券等の写しの提出を受けていないから消費税を免除することができず、また、時計の買取りにつき、帳簿が保存されていないことから仕入税額控除ができないとして、更正処分等を受けた事案です。

東京高裁は、A社の請求は棄却すべきものであると判断し、その理由を、原判決（Z888-2460）を引用して、次のように判示しました。

消費税法施行令18条2項1号ハは、国内での商品の横流し等の不正を防止するという観点から設けられたものであり、消費税法8条1項による委任を受けて定められた有効なものである。時計の販売に

ついては、A社は購入者から旅券等の提出を受けておらず、かつ、同一の日に購入する対価の額の合計額が100万円を超えており、消費税法施行令18条2項1号ハの要件を満たしていないことが認められる。したがって、消費税を免除することはできない。

仕入税額控除の要件として保存が要求される帳簿等においては、仕入先の氏名等の記載が真実であることを要し、真実ではない場合には仕入税額控除が認められないことになることと解される。本件販売場においては、買取申込者ではなく同行者が買取承諾書に記載するなどして時計の買取りが行われることが認められ、本件各仕入れに関して仕入税額控除を認めることはできない。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2474

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.621 2023.06.01

徴収事件／公売公告処分他／見積価額は著しく低廉か

(平29-06-29 東京地裁 棄却・確定 Z777-2923)

土地及び建物を所有していた原告が、各不動産につき処分行政庁がした公売公告処分、最高価申込者決定処分及び売却決定処分は、いずれも時価の半額以下という著しく低廉な見積価額に基づいてされた違法なものであるなどとして、各処分の取消しを求める事案です。

東京地裁は、国税徴収法が、見積価額を公売公告における公告事項とはしないで、見積価額の公告を公売公告と別個独立のものとしていることからすれば、見積価額の金額の適否と公売公告処分の適法性とは無関係であるとし、原告が主張するように見積価額が著しく低廉であるとしても公売公告処分が違法となるものではないから、各公売公告処分は適法

であると判断をしています。

また、通常の売買と異なる公売の特殊性を考慮して20%の減価を行うことは合理的であり、入札者がいないため、再公売となったことは、公売不動産の市場性が劣ることを示す理由の一つであり、30%の市場性減価をすることは不合理とはいえない、不動産鑑定評価に当たっての建物の耐用年数は、不動産の用途や利用状況等から判断するものであって、原告が主張する減価償却資産の法定耐用年数とは異なるものである、などとして、見積価額が不当に低廉であるということとはできず、最高価申込者決定処分は適法と判断しました。

〈検索方法〉〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z777-2923

(税法データベース編集室：大高 由美子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて 税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

VIP大型総合保障制度

- 経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
- 経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
- 経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
- 団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
- 新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
- 介護・がん補償保険 要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります
- ビジネスマスター・プラス 6つの補償(物損害・工事物・商取引・休業・賠償・傷害)で、リスクに備えます

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等) 顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス
ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか

全税共の主な事業ご紹介



全国税理士共栄会 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F TEL.03(5740)8331 FAX.03(5740)8333 <http://www.zenzeikyoo.com/>

■TAINSメールニュース No.622 2023.06.08

法人所有のマンションに係る敷地の評価～無償返還届出書の有効性～

(令05-01-26 東京地裁 棄却 Z888-2485)

亡母の相続財産である各土地(本件各土地)は、地上権持分と共に分譲されたマンション高層階の敷地及び原告が代表者を務めるA社を使用者とするマンション低層階の敷地として利用されていました。この事案は、原告が、本件各土地の時価について、宅地の価額から借地権割合70%相当額を控除して、相続税の申告をしたところ、目黒税務署長が、本件各土地のマンション低層階の敷地部分について無償返還届出書が提出されていたことから、その部分の時価は宅地の価額の80%相当額であるとして、更正処分等をしたため、争われたものです。

東京地裁では、次のとおり判断し、原告の請求を棄却しました。

本件各土地のうちA社を使用者とする部分については、A社がマンション低層階の敷地部分として利用することにより現に一定の制限を受けるにとどまり、亡母からA社に対しては何ら経済的利益が移転していないと認めるのが相当であるから、その客観的な交換価値は、自用地としての価額の80%相当額を下回るものではないと認められる。また、無償返還届出書が提出されていることは、相続税法上は、土地所有者から借地人に対し何ら経済的利益が移転していないとの事実を裏付ける事情として考慮されるにとどまるから、無償返還届出書の届出行為が無効であったとしても、そのことが本件各土地のうちA社を使用者とする部分の客観的な交換価値についての上記認定判断を左右するものにはならない。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2485

(税法データベース編集室：依田 孝子)

■TAINSメールニュース No.623 2023.06.15

源泉徴収義務／外国芸能法人等に出演料とは別に支払った立替払いの渡航費等

(令04-09-14 東京地裁 棄却 控訴 Z888-2471)

イベントプロモート事業等を営むA社は、外国音楽家を国内の公演に招いた際に、その音楽活動のマネジメントを行っていた非居住者や外国法人(外国芸能法人等)との間で、公演のために要した実費(渡航費等)をA社が負担する旨合意しました。そして、外国芸能法人等から渡航費等の請求書の発行を受け、出演料とは別に渡航費等の支払を行いました。本件は、A社が課税庁から、これら支払額について源泉所得税等の納税告知処分等を受けた事案です。

東京地裁は、A社は源泉徴収義務を負っていたと判断しています。

「人的役務の提供に係る対価」は、「対価」として支払われる外国事業者の収入金額の総額であり、「対価」を得るため

に要した費用相当の支払額を含むものといえる。所得税基本通達161-19の取扱いがされる趣旨は、人的役務の提供を受ける者が宿泊施設等に対して直接、滞在費等を支払うことによって得られるサービスは、人的役務の提供を受ける者がその役務の提供者を自己の支配下に置くためのものであって、それによって人的役務の提供をする者に経済的利益が生じたとみることが必ずしも妥当しない場合があるからである。人的役務の提供を受ける者が立替金精算払をするにとどまる場合には、人的役務の提供を受ける者がその役務の提供者を自己の支配下に置くためにされたものであるとはいえない部分が生ずるから、上記の取扱いがされる趣旨は妥当しないものといえる。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2471

(税法データベース編集室：草間 典子)

しっかりした補償で専門家としてのリスク対応を万全に

税理士職業賠償責任保険

「うっかりミス」「思い込みミス」を防ぐため、
いま一度の確認をお願いします。

(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
www.zeirishi-hoken.co.jp



■TAINSメールニュース No.624 2023.06.22

固定資産税等／複合構造家屋の経年減点補正率
／主たる構造の認定方法

(令04-03-24 大阪地裁 認容 控訴 Z999-8478)

本件は、平成2年新築の地下2階、地上18階建ての複合構造家屋である建物(本件建物)を所有している原告が、大阪市長によって決定された本件建物の平成30年度の価格を不服として、固定資産評価審査委員会の審査決定のうち19億5007万1000円を超える部分の取消しを求める事案です。大阪地裁は、次のとおり判断し、原告の請求を認容しました。

1棟方式により複合構造家屋の経年減点補正率を適用する場合、低層階方式よりも経年減点補正率に関する固定資産評価基準の趣旨に沿う評価方法である床面積割合方式が存在するから、合理的な理由なく、低層階方式により評価をすることは、評価の公平性を欠き、固定資産

評価基準の趣旨に反するといえる。

本件建物のSRC造(鉄骨・鉄筋コンクリート造)又はRC造(鉄筋コンクリート造)とS造(鉄骨造)との床面積割合比が約13:87であり、S造の床面積割合比が9割近くにも上ることに照らせば、本件建物について低層階方式により主たる構造を認定したことは、本件建物の構造に応じた減価割合をできる限り正確に本件建物の価額に反映させるという観点からすると、明らかに不合理であるといえる。そうすると、大阪市長が、本件建物の価格の決定において、低層階方式により主たる構造を認定して経年減点補正率を適用したことは、固定資産評価基準に反するというべきである。

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z999-8478

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

■TAINSメールニュース No.625 2023.06.29

裁判上の和解による債務免除益～一時所得から前
訴の弁護士費用控除の可否～

(令05-03-14 東京地裁 一部取消し・控訴 Z888-2487)

亡甲の相続人である原告ら(甲の妻、子)は、亡甲の銀行に対する債務(甲の父である亡乙の債務の引受け)について、銀行との間で成立した、一定額の分割金を支払った場合には残部について債務免除をするとの裁判上の和解に基づき9億7370万円の債務免除を受け、その金額を総所得に算入しないで申告したところ、一時所得に該当するとして更正処分を受けました。争点の一つである前訴に要した弁護士費用等は、本件債務免除による債務免除益を受けるために要した支出であるので、所得税法34条2項により控除することができる「収入を得るために支出した金額」に該当するか、特に「直接要した金額」といえるかが争われました。東京地裁は、次のように判示して処分の一部を取り消しました。

本件和解の成立に向けられた訴訟活動は、本件和解ひいては本件債務免除との関係で直接性がある行為であると評価し得るので、前訴のための弁護士費用等は本件債務免除益を得るために「直接要した金額」に該当する。そして、亡甲の存命中に本件債務免除が行われた場合であれば、本件債務免除益から弁護士費用等がその一時所得を得るための支出として控除されたはずであるところ、そのような控除を受け得る法的地位は、亡甲の死亡により、相続人たる原告らに承継されたものと解すべきである。以上によると、前訴に要した弁護士費用等は、一時所得から控除することができるものといえるべきである。

URL: <https://app6.tains.org/search/detail/61173>

〈検索方法〉[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z888-2487

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。



関与先様
1件から
利用可能

未収金防止、業務負担を軽減!

不定期な報酬にも対応!
総合的な売上管理が可能!

ホームページから資料請求・申込が可能です。 **報酬自動支払制度** 検索

オンライン相談実施中!...ご希望の方は、ホームページからお申込できます。
<https://www.houshu.co.jp/zoom/>



関与先様の集金は
My 集金 NET

集金業務で
お悩みの
関与先様を
ご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料
など定期・不定期を問
わず1件からサポート
します。

My 集金 NETの
お問い合わせは

03-5931-0666

東京税理士協同組合

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
東京税理士協同組合会館 〒151-0051
<https://www.tozeikyo.or.jp>

お問合せ
資料請求

0120-155-551

東京税理士協同組合 株式会社日税ビジネスサービス





判例を読み解く TAINS 講座

お知らせ

TAINS 研修

TAINS MOVIE
(30分研修動画)

研修サイト「TAINS MOVIE」に下記の通り新シリーズ「判例を読み解く TAINS講座」を掲載いたしました。

ログイン後、右上部の「研修サイト」をクリックするとサイトに移動し、オンデマンド研修を受講できます。

また、この研修は税理士会が実施する研修となり、視聴後に受講管理システムへのリンクボタンが表示され、受講時間を登録することができます。

本シリーズはいずれも受講時間が30分以内となっており、通勤時間等の隙間時間を利用して受講・登録ができます。

- | | | |
|----|---|---------------------------------------|
| 1 | 売主は非居住者か否か
不動産売買と源泉徴収義務 | 2022年4月公開
講師：税理士 菅野真美
(東京税理士会) |
| 2 | 税理士による調査拒否が注意義務違反に
～損害賠償金額は3億円超～ | 2022年5月公開
講師：税理士 梅野智子
(南九州税理士会) |
| 3 | 節税目的で取得した不動産に総則6項を適用
～適用が認められる「特別の事情」とは～ | 2022年7月公開
講師：税理士 額田朋子
(近畿税理士会) |
| 4 | 土地売買契約後に相続が開始した場合の財産評価
～合意解除は相続税に影響するのか～ | 2022年8月公開
講師：税理士 与北奈須夫
(近畿税理士会) |
| 5 | ユニバーサルミュージック事件
～同族会社の行為計算の否認規定～ | 2022年9月公開
講師：税理士 黒住茂雄
(中国税理士会) |
| 6 | 株式と貸付金が同時に法人へ遺贈された場合の非上場
株式の評価 ～貸付金債務は負債計上すべきか～ | 2022年10月公開
講師：税理士 兼平浩美
(東北税理士会) |
| 7 | 【移転価格税制】独立企業間価格算定における残余利益
の分割方法の適否 ～日本ガイシ事件～ | 2022年11月公開
講師：税理士 筏井陽子
(北陸税理士会) |
| 8 | 土地使用貸借契約が成立した後の不動産所得(駐車場収入)
の帰属 ～使用貸借が節税策として利用された事案～ | 2022年12月公開
講師：税理士 木村紀代
(北陸税理士会) |
| 9 | 上場株式等の譲渡損失の損益通算・
繰越控除と確定申告 | 2023年1月公開
講師：税理士 菅野真美
(東京税理士会) |
| 10 | 不動産所得の必要経費
同族会社へ支払った業務委託料 | 2023年2月公開
講師：税理士 黒住茂雄
(中国税理士会) |
| 11 | ポイント交換に伴って受けた金員が消費税の不課税とされた
事例 ～消費税法上の「対価」の該当性～ | 2023年3月公開
講師：税理士 梅野智子
(南九州税理士会) |
| 12 | 土壤汚染地の評価について | 2023年4月公開
講師：税理士 毛利修平
(四国税理士会) |
| 13 | 建具等の減価償却資産の区分
～ユニットバスは建物か、器具備品か～ | 2023年5月公開
講師：税理士 鈴木涼介
(近畿税理士会) |
| 14 | 「1人飲み」交際費計上と重加算税
～事実の仮装隠ぺいと認定された事案～ | 2023年6月公開
講師：税理士 上西由香
(近畿税理士会) |

1 税法データベース収録情報一覧 2023.6.30現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,286	3,421	1,590	349	691	385	869	13,591
裁 決	2,344	1,703	1,232	475	239	47	1	6,041
通 達	3,623	4,690	2,198	749	22	0	239	11,521
相談事例	1,981	4,384	3,050	2,448	127	2	382	12,374
その他文書	0	0	0	0	0	0	158	158
行政文書	84	202	0	19	2	0	2,175	2,482
計	14,318	14,400	8,070	4,040	1,081	434	3,824	46,167

・裁決には、非公開裁決3,756件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は10,020件です。

2 収録期間 2023.6.30現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和5年3月23日まで	
	裁 決	裁判事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和5年3月23日まで
その他		判決・裁決 令和4年5月25日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁判事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学校のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

2023.6.30現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,356	48
東京地方	680	9
千 葉 県	243	2
関 東 信 越	575	8
近 畿	1,239	6
北 海 道	208	2
東 北	346	5
名 古 屋	481	8
東 海	334	6
北 陸	170	1
中 国	336	6
四 国	176	2
九 州 北 部	310	6
南 九 州	255	5
沖 縄	71	1
小 計	7,780	115
そ の 他	236	
合 計	8,131	

TAINS研修会のお知らせ

東海税理士会

日 時：令和5年7月21日(金)

13:30～16:30

会 場：東海税理士会会議室

講 師：小林磨寿美 小菅貴子

テーマ：「どうする事業承継税制」

お詫びと訂正

TAINS だより 2023 春号において、19Pの「判例を読み解く TAINS 講座」の動画7の講師の所属税理士会に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

誤) 東京税理士会

正) 北陸税理士会

なお、TAINS ログイン後の画面右下のメニュー「TAINS だより」に掲載している「TAINS だより 2023 春号」は、訂正したうえで差し替えを行いました。



TAINS 2023年夏号

■発行日／2023年7月15日(VOL.29 通巻第235号)

■発行所／一般社団法人日税連税法データベース

■編集・発行人／清田 明弘

■住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館3F

TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298

■Mail：info@tains.or.jp

■HP：https://www.tains.org

税理士新規登録者なら
税理士の最強ツール
タインズが

6ヶ月
無料
制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申込をした方
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

税理士の
必携ツールが!!

ライバルに
差をつける。

判例・裁決を読んで
そなえよう!!

- ・税理士新規登録者は、TAINSの会費及び利用料金が6か月間無料になります
- ・無料期間終了後の会費
月額 2,018 円 (会費 1,000 円 <不課税> + 利用料 1,018 円 <税込>)
お得な年払いもございます
- ・詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから
www.tains.org



STEP 1 TAINS ホームページ上部の
入会申し込みボタンから申し込む
www.tains.org

STEP 2 手続完了後、すぐにご利用できます。



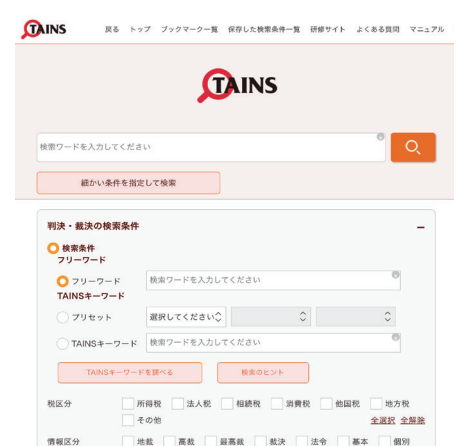
税理士がつくる、
税理士のためのデータベース
ぜひ、ご活用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。
研修動画もご覧になれます。

欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!! シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

誰でも簡単に
検索できる!!

読みやすい
判決・裁決!!

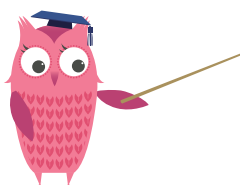


欲しい情報にたどり着く
ハイブリッド検索!

TAINSで
研修がうけられる。

TAINSとは

TAINS (税理士情報ネットワークシステム) は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決、通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。**TAINS は今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。**新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひTAINSにアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**



■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン



新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

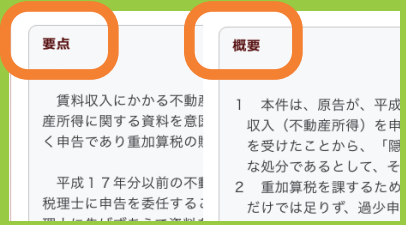


■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。



判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

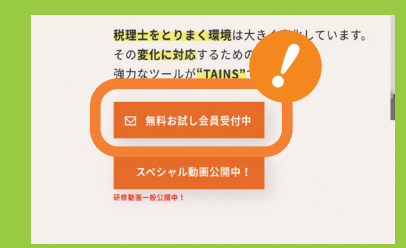
■ スマートフォンにも対応。



調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。



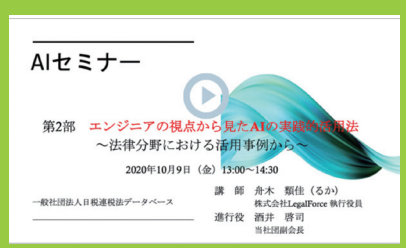
■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。



今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。



■ オンデマンドによるビデオ研修をTAINSで受講できます。



会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。



税理士の方であれば、30日間無料でお試しいただけます(退会者・お試し会員期間終了者も再度入会可能となります)。
www.tains.org トップページ無料お試し会員受付中のボタンから!! 是非お試しください。

■ 「無料お試し会員」で体感



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応

個人会員 <small>税理士個人の方はこちら。</small>	法人会員 <small>税理士法人で2ライセンス以上ご利用の方はこちら。</small>
月払い 2,018円 (税込)	月払い 4,037円~ (税込)
年払い 22,186円 (税込) <small>月払いよりも年間2,000円お得です</small>	年払い 44,372円~ (税込) <small>月払いよりも年間約4,000円お得です</small>

新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度

24,216円 → **22,186円**
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

税理士新規登録者に対する6か月間の無料制度がスタートしました。詳しくはホームページをご覧ください。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。

FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。

※無料お試し会員はこちらから!!



入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士 (法人) 登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名/法人名			
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的(メールニュース・研修等のTAINSからのお知らせ)の範囲内で適切に取り扱いたします。

※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。

※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。

※お申込み確認後、ID及びパスワードをメールでお知らせいたします。

※入会月は無料です。

※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
https://www.tains.org
Mail:info@tains.or.jp

新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁

税理士
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

にちせいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F
電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323
e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

